



大分市告示第400号

深河内地区の住居表示実施に係る結果の公表

住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令246号）第4条の規定に基づき、令和6年1月10日付け大分市告示第5号で告示した住居表示を実施する区域及びその名称の変更の請求に係る地方自治法（昭和22年奉律第67号）第260条第1項の規定による処分に関し、そのてん末を次のとおり公表する。

令和6年6月17日

大分市長 足立 信也



住居表示の実施について、令和6年1月10日付け大分市告示第5号で告示した住居表示を実施する区域及びその名称の変更に係る案について告示したところ、原案に対して変更請求があったため、令和6年2月13日に要旨を公表した。

この変更請求の提出を受け、令和6年3月4日に住居表示に関する法律第5条第5項の規定により、当該変更の請求書を添えて地方自治法（昭和22年奉律第67号）第260条第1項の規定による議案を提出し閉会中の継続審査となった。

令和6年4月17日に住居表示に関する法律第5条の2第6項の規定による公聴会を開催した後に、令和6年6月13日に令和6年第2回定例会にて原案のとおり可決し、住居表示を実施することとした。